

令和元年 10 月 10 日
(18:00 発表)

関係機関 各位

阪 神 港 長

台風第 19 号接近に伴う「第一体制（避難準備勧告）」について

台風 19 号が接近するおそれがあります。

港則法第 39 条第 4 項に基づき、10 月 10 日 18:00 をもって阪神港（神戸区・尼崎西宮芦屋区）に在港している船舶は「第一体制」（避難準備勧告）による措置を執るよう勧告します。

区分	台風の状況	措置内容
第一体制 (避難準備勧告)	台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合。	在港船舶は台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備など必要な避難体制を整えること。

※ 港長：阪神港長（神戸区・尼崎西宮芦屋区）
勧告：港則法第 39 条第 4 項に基づく勧告

本日開催された台風等対策委員会により、現在の台風予想進路等を基に、11 日 1400 頃に第二体制（避難勧告）を勧告する予定ですが、明日（11 日）1100 の最新の台風情報をもって、あらためて台風等対策委員会小委員会を開催して決定することとします。

また、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の沿岸部においては、六甲山からの吹き降ろしによる強風も予想されていますので、十分な注意を願います。

荒天時には神戸空港から 3 マイル以内の錨泊の自粛をお願いします。

※別紙のとおり、海上保安部から錨泊に関するお願いがあります。
関係船舶への周知の程、お願い致します。

Month OCTOBER Date 10 Year 2019

Staff of Relevant Organizations and Bodies

Captain of the Port, Hanshin

“recommendation for preparing to evacuate” Associated with Typhoon No.19 (name HAGIBIS)

Due to Typhoon No. 19 approaching. (name HAGIBIS)

Based on Article 39, Clause 4 of the Act on Port Regulations, vessels at anchor in the Hanshin (Kobe, Amagasaki Nishinomiya Ashiya area) port are advised to take the appropriate measures related to the “recommendation for preparing to evacuate”, from the time of 18 : 00 ^T, 10 ^D of OCTOBER ^M, 2019 ^Y, JST.

Stage of Measures	State of Typhoon	Details of measures
recommendation for preparing to evacuate	If there is possibility of a typhoon (or the developed low pressure) approach to Osaka Bay.	<p>1 Pay Attention for the weather information and the movement of typhoon. Stand by crew on board and stand by engine to taking necessary actions against rough weather and sea.</p> <p>2 The vessels at anchor and intending to anchor note the following matters to prevent dragging anchor.</p> <p>(1) Maintain communication with Japan Coast Guard. For example, maintain a continuous listening watch on VHF CH16.</p> <p>(2) Arrange the officer in charge of the navigational watch on the bridge and the radio watch.</p> <p>(3) Maintain AIS in operation at all times.</p>

*Captain of the port : Captain of the Hanshin port(Kobe, Amagasaki Nishinomiya Ashiya area)

Advisory: based on ACT on Port Regulations Article 39 paragraph 4.

荒天時の走錨に注意！！

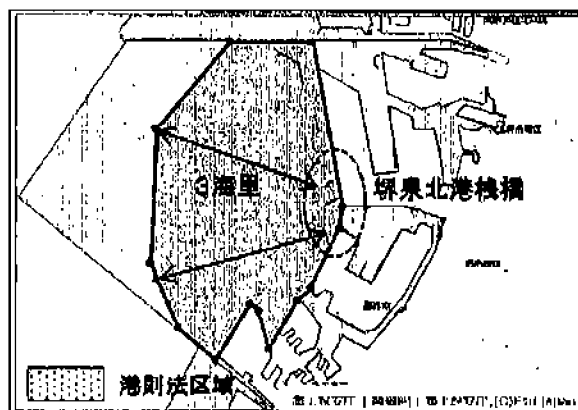
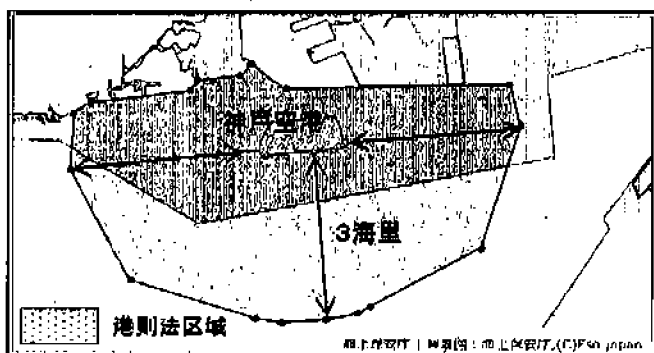
～荒天時に伴う海上保安庁からのお願い～

台風等により荒天が予想される場合、走錨に起因する事故等防止のため、「神戸空港」「堺泉北港棧橋※1」それぞれの施設から3海里内の海域に錨泊しないで下さい※2

※1「コスモ石油(株)堺製油所原油棧橋」、「大阪ガス(株)泉北製造所第二工場LNG第2棧橋」、「堺LNG(株)堺LNGセンター棧橋」

※2当該海域に錨泊船がいる場合、港則法第39条に基づく出域勧告又は退去命令を発する場合があります

<参考図>



錨泊する際は、自船が各施設から3海里以上離れていることをレーダー等により確認のうえ、振れ回りなどを考慮した余裕をもった海域を選定して下さい。

台風等により荒天が予想される場合は、『走錨は起こりうる』との認識のもと、以下の点について注意して運航してください。

- 最新の台風情報等を入手し、影響が少ない海域への早めの移動（台風の右半円を避ける等）
- 状況に応じて錨泊をしないという選択肢も考慮（ちちゅう等）
- 運航管理者等による安全を重視した適切なサポート（船側が必要とする情報の提供、助言）

荒天時に錨泊※する場合はの注意事項

- 近接する錨泊船舶との安全な船間距離の確保
- 船橋における常時ワッチ（自船位置の確認、周囲の見張り、国際VHF16ch常時聴守等）
- 緊急時に直ちに対応できるような体制確保（エンジンスタンバイ）

※ 錨泊制限等のない海域への錨泊に限る。



第五管区海上保安本部

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

電話 078-391-6551（代表）

（問合せ先）

交通部航行安全課（078-331-2710）

個別のお問合せはこちら

◎神戸空港周辺海域

神戸海上保安部航行安全課（078-331-6743）

◎堺泉北港棧橋周辺海域

大阪海上保安監部航行安全課（06-6571-0223）

堺海上保安署（072-244-5076）